

会 議 記 録

会 議 名 称	北本市教育振興基本計画検討会議	
開会及び閉会日時	平成24年8月30日(木) 午前9時30分から午前10時40分まで	
開催場所	北本市文化センター 第3会議室	
議長氏名	佐藤豊明	
出席委員(者)氏名	坂井範子 下村恵久子 山崎茂子 佐藤豊明 千葉伸一 舟久保智子 金子美智雄 清水誠 坂本哲男	
欠席委員(者)氏名		
説明者の職氏名	教育部副部長兼教育総務課長 吉野 一 文化センター所長 福田隆美 教育総務課主査 福島洋輔	
事務局職員職氏名	教育部長 針谷紀子 学校教育課長 靄間和男 体育課長 恵守孝二 教育総務課主査 福島洋輔	教育部副部長兼教育総務課長 吉野 一 生涯学習課長 大島一秀 文化センター所長 福田隆美
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱状交付 3 教育長挨拶 4 自己紹介 5 会長及び副会長の選出 6 会長及び副会長挨拶 7 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育振興基本計画について (2) 北本市教育振興基本計画の策定の手続について (3) 北本市教育振興基本計画(案)について (4) その他 8 閉 会 	
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 北本市教育振興基本計画検討会議委員名簿 3 座席表 4 資料1 教育振興基本計画について 5 資料2 新しい教育基本法について(国資料) 6 資料3 教育振興基本計画(国資料) 7 資料4 埼玉県教育振興基本計画 概要資料(県資料) 8 資料5 教育振興基本計画策定スケジュール 9 資料6 北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱及び北本市教育振興基本計画検討会議委員名簿 10 資料7 平成24年度北本市教育行政の重点施策 11 資料8 北本市教育振興基本計画(案) 	

会 議 記 録

発 言 者	発 言 内 容
吉野教育部副部長	<p>1 開 会</p>
	<p>2 委嘱状交付 <教育長から委員への委嘱状の交付></p>
小尾教育長	<p>3 教育長挨拶</p>
委員及び事務局	<p>4 自己紹介</p>
	<p>5 会長及び副会長の選出</p>
吉野教育部副部長	<p>次第5の「会長及び副会長の選出」に移る。本日は、初回の会議ということで、本会議の会長及び副会長が不在となっている。会長及び副会長が選任されるまでの間、教育長を仮議長として議事の進行をさせていただきたい。</p> <p style="padding-left: 40px;"><委員：異議なしの声></p>
小尾教育長	<p>それでは、私が仮議長を務めさせていただく。 この会議の会長及び副会長は、北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱第5条第1項の規定により、委員の皆様の互選により選出することとなっている。立候補する方又は推薦する方の発言を求める。</p>
千葉委員	<p>会長には佐藤委員が適任と考える。</p>
小尾教育長	<p>他に発言はあるか。</p>
佐藤委員	<p>副会長に千葉委員が適任と考える。</p>
小尾教育長	<p>他に発言はあるか。 ただいま、会長に佐藤委員、副会長に千葉委員を推薦する旨の御発言があった。皆様いかがですか。</p> <p style="padding-left: 40px;"><委員：異議なしの声></p>
小尾教育長	<p>佐藤委員が会長に、千葉委員が副会長に就任することに決する。</p> <p style="padding-left: 40px;"><会長、副会長の席の移動></p>
	<p>6 会長及び副会長挨拶</p>

小尾教育長	<p>続いて、次第に基づき、会長、副会長に選出されたお二人に挨拶をお願いします。</p> <p><佐藤会長、千葉副会長の挨拶></p>
小尾教育長	<p>会長、副会長が決まったので、仮議長の任を解かさせていただきます。</p> <p><公務により教育長退室></p>
吉野教育部副部長	<p>続いて議題に入るが、議事の進行については、佐藤会長にお願いします。</p>
<p>7 議 題</p>	
<p>(1) 教育振興基本計画について</p>	
佐藤会長	<p>「(1) 教育振興基本計画について」事務局より、説明をお願いします。</p>
福島主査	<p><資料1 教育振興基本計画について、資料2 新しい教育基本法について（国資料）、資料3 教育振興基本計画（国資料）、資料4 埼玉県教育振興基本計画概要資料（県資料）に基づく説明></p>
佐藤会長	<p>事務局より、「教育振興基本計画について」説明が終了した。質疑はあるか。</p> <p>—特になし—</p>
佐藤会長	<p>この議題は終了する。</p>
<p>(2) 北本市教育振興基本計画の策定の手続について</p>	
佐藤会長	<p>続いて、次第7(2)「北本市教育振興基本計画の策定の手続について」事務局より、説明をお願いします。</p>
福島主査	<p><資料5 教育振興基本計画策定スケジュール、資料6 北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱及び北本市教育振興基本計画検討会議委員名簿 に基づく説明></p>
佐藤会長	<p>事務局より、「北本市教育振興基本計画の策定の手続について」説明が終了した。質疑はあるか。</p> <p>—特になし—</p>
佐藤会長	<p>この議題は終了する。</p> <p>(3) 北本市教育振興基本計画（案）について</p>

佐藤会長	<p>続いて、次第7(3)「北本市教育振興基本計画（案）について」事務局より、説明をお願いします。</p>
福島主査	<p><資料7 平成24年度北本市教育行政の重点施策、資料8 北本市教育振興基本計画（案）に基づく説明></p>
佐藤会長	<p>事務局より、「北本市教育振興基本計画（案）について」説明が終了した。質疑、意見はあるか。</p>
坂本委員	<p>資料7の「北本市教育行政の重点施策」は毎年度作成しているのか。</p>
吉野教育部副部長	<p>「埼玉県教育振興基本計画」を参考に本市の重点施策を毎年度作成し、それに基づき各施策を執行している。資料7の「北本市教育行政の重点施策」はPDCAサイクルでいうP（計画）の部分に当たる。今回の「北本市教育振興基本計画（案）」は北本市独自で平成25年度から29年度までのP（計画）を定めるものである。</p>
坂本委員	<p>今年度、北本市教育振興基本計画を策定すると、来年度以降の「北本市教育行政の重点施策」の作成はどうなるのか。</p>
吉野教育部副部長	<p>来年度からは「北本市教育振興基本計画（案）」に基づき、単年度における重点施策を策定する。</p>
千葉副会長	<p>「北本市教育振興基本計画（案）」と「埼玉県教育振興基本計画」とを照らし合わせると項目などに少し違いがあるが、これはどのようなことか。</p>
吉野教育部副部長	<p>「北本市教育振興基本計画（案）」は国や県の教育振興基本計画を参酌しつつ、北本市独自の施策を策定したため、その部分において差が出ている。</p>
下村委員	<p>「北本市教育振興基本計画（案）」の73ページ、主な取組「図書館運営の充実」について、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために図書館ではデジタル図書の貸出サービスを行っているが、その取組について、計画へ位置付けないのか。</p>
福田文化センター所長	<p>次回までに検討する。</p>
金子委員	<p>「北本市教育振興基本計画（案）」は教育基本法第17条にのっとり国や県の計画を踏まえて作成されており、北本市の独自性も盛り込まれている。また、内容においては、用語解説や具体的な数値目標の設定なども行われており、全体的に見て大変すばらしいものとなっている。ただ、「北本市教育振興基本計画（案）」の統計に若干古いデータが含まれているので、変更できるものについては最新のデータに変更してほしい。</p>
佐藤会長	<p>他に意見はあるか。</p> <p>委員皆様のそれぞれの観点から「北本市教育振興基本計画（案）」を確認いただき、意見がある場合は、9月14日（金）までに事務局にお知らせいただきたい。また、事務局においては、次回の会議までに本日委員から出た意見と9月14日（金）までに出た意見を整理し、それらに対する対応等も含めて、次の会議の資料として示していただきたい。</p>

